



# 子育てに関する助成・手当など

## ①子ども医療費助成

18歳到達後の最初の3月31日まで医療費を助成します。事前に申請手続きが必要です。所得による制限があります。

※対象の方には受給者証が発行されます。受給者証が届かないときは、福祉係までご連絡ください。

※ひとり親家庭等医療・重度心身障害者医療費受給者証を交付されている方、生活保護受給世帯等の医療制度を受けられている方は対象になりません。

### <医療費について>

入院にかかる費用	0歳～18歳到達後の最初の3月31日まで・・・無料 ※中学生以上は受給者証の申請が必要になります。入院する場合は忘れずに申請してください。
通院にかかる費用	0歳～小学校卒業まで・・・初診時一部負担金のみ負担 ※初診時一部負担金 (医科580円、歯科510円、柔道整復270円)
助成の対象外	文書料、健康診査料、薬の容器代、おむつ代、予防接種料、一部入院時食事療養負担金等、保険外のもの

### <助成方法>

受給者証を医療機関へ提出してください。

※道内の医療機関で受給者証が使えます。

※医療機関で受給者証の使用を断られたとき、道外の医療機関を受診した場合などは、いったん立替払い後、払戻の手続きをしてください。

### <医療費を立替払いした場合の払戻手続き>

以下のものをお持ちの上、福祉係窓口または役場太美出張所(太美郵便局内)にて手続してください。

- ・子ども医療費受給者証
- ・保護者名義の通帳
- ・印鑑
- ・医療費領収書(受診者名、領収印のあるもの)

## ②未熟児養育医療制度

出生体重が2,000g以下等、入院を必要とする赤ちゃんを指定医療機関で治療する未熟児養育医療制度があります。医療費は、健康保険が負担した残りの額を国、道及び町が負担します。所得に応じて自己負担があります。



一問合せー 保健福祉課 福祉係

☎ : 23-3019

### ③小児慢性特定疾病医療支援

国が指定している小児慢性特定疾病の患者に対し、医療の給付を行います。



一問合せー 江別保健所

江別市錦町 4 番地 1

☎:011-383-2111

### ④児童手当

児童手当は、中学校修了まで（15歳到達後の最初の3月31日まで）の児童を養育し、生計を同じくする父母等に支給されます。父母または父母指定者等が申請し、住所地の市町村長（公務員の方は勤務先）の認定を受けることにより申請した月の翌月分から支給されます。所得による制限があります。

年齢区分	支給月額（児童1人につき）	特例給付
3歳未満	15,000円	一律 5,000円
3歳以上 小学校修了前	10,000円 (第3子以降は 15,000円)	
中学校	10,000円	

### ⑤乳幼児家庭へのおむつ用ごみ袋無償配布事業

町では、少子化対策事業として、子育て家庭を応援するため「おむつ用ごみ袋無償配布事業」を実施しています。2歳未満の乳幼児のいる家庭を対象に、乳幼児1人当たり1ヶ月につき、町指定ごみ袋（20リットル袋）を10枚配布し、子育てを応援しています。対象家庭には、毎年4月と10月に個別案内します。

### ⑥ひとり親家庭のために

両親の離婚や死亡などにより、一方の親や祖父母等が児童を養育している、ひとり親家庭への支援制度があります。

制度	対象	内容
ひとり親家庭等医療費助成	・ひとり親家庭の児童とその父または母 ・父母がいないため、両親以外の方に扶養されている児童	医療費の一部または全部を助成
児童扶養手当	・ひとり親家庭の父または母 ・父母のいない又はどちらかに政令で定める程度の障がいがある家庭の養育者	所得により算定された手当額を支給



一問合せー 保健福祉課 福祉係

☎:23-3019

## ⑦障がいのあるお子さんのために

### 【手帳の交付】

心身に障がいのある方は下記の手帳を受けることで、様々な福祉サービスを受けることができます。

手帳の名称	対象
身体障害者手帳 (1~6級)	身体に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。
療育手帳 (A判定・B判定)	児童相談所または心身障害者総合相談所において知的な障がいがあると判定されたお子さんの保護者の申請に基づき、知事が交付する手帳です。
精神障害者保健福祉手帳 (1~3級)	精神に障がいがあるお子さんの保護者の申請に基づき、医師が判定し、知事が認定した場合に交付される手帳です。

【助成・手当関係】※所得による制限など、様々な基準があります。

### <医療費の助成>

制度	内容	備考
自立支援医療 (育成医療)	障がいのある18歳未満の方が治療をすることによって、障がいを軽くしたり取り除いたりするための医療の給付を行います。(所得に応じて負担額に上限が設定されます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・口唇形成術</li> <li>・口蓋形成術</li> <li>・脊椎側彎症に対する関節形成術</li> </ul> など ※診断書が必要
自立支援医療 (精神通院)	精神疾患のある方で、通院による精神医療を継続的に必要とする場合の費用を一部公費で負担します。(所得に応じて負担額に上限が設定されます)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・発達障がい</li> <li>・うつ病</li> <li>・不安障がい</li> <li>・てんかん など</li> </ul> ※診断書が必要
重度心身障がい者 医療費給付事業	心身に重度の障がいがある方の医療費の一部、または全部を助成します。	対象 <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体障害者手帳 1級、2級</li> <li>・身体障害者手帳 3級の内部障がい</li> <li>・療育手帳 A判定</li> <li>・精神障害者保健福祉手帳 1級</li> </ul>

## &lt;手当関係&gt;

制度	内容	支給額（月額） (令和5年4月現在)
特別児童扶養手当	20歳未満の重度または中程度の障がいのあるお子さんを監護・養育する父母または養育者の方に支給されます。（所得制限があります）	1級 53,700円 2級 35,760円
障害児福祉手当	重度の障がいにより日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の方に支給されます。（所得制限があります）	15,220円

## &lt;装具関係&gt;

制度	内容
補装具の交付 ※手帳の交付を受けた方	身体の失われた部分や思うように動かすことの出来ない部分を補うために必要な用具の交付や修理を行います。（一部自己負担があります）例：車いす、座位保持装置、下肢装具、補聴器など
軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業	身体障害者手帳の交付対象とならない18歳未満の軽度・中等度難聴児に対し、補聴器購入及び修理に要する費用の一部を助成します。

## &lt;日常生活用具関係&gt;

制度	内容
日常生活用具の給付 ※手帳の交付を受けた児童又は難病児	日常生活がより円滑に行われるための用具を給付又は貸与します。（障がい内容・程度により用具が異なります）（一部自己負担があります） 例：ネブライザー、電気式たん吸引器、頭部保護帽、紙おむつ（3歳以上）など

## &lt;サービス関係&gt;

制度	内容
移動支援事業	障がいにより単独での移動が困難なお子さんについて、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とした移動の介助及び外出に伴う身の回りの介護を行います。（一部自己負担があります） ※通学については対象としておりませんが、保護者の入院等やむを得ない事情による場合であれば、利用することができますので、事前にご相談ください。

日中一時支援事業	障がいのあるお子さんの日中における活動の場を確保することで、ご家族の就労支援及び一時的な休息を目的とする事業です。(一部自己負担があります)
----------	--



一問合せー 介護課 障がい支援係

☎ : 25-2665

障がい者総合相談支援センター「nanakamado」  
弥生 52 番地 38 ☎ : 23-1917  
(当別町共生型地域オープンサロン Garden 内)

## ⑧ベビーシート・チャイルドシートの貸出しについて

ベビーシート・チャイルドシートの無料貸出しを行っています。貸出し期間は3ヵ月以内で、その後、2回に限り延長することが可能です。台数に限りがありますので事前にお問合せください。(事務局 当別町役場環境生活課内)

※道路交通法では、6歳未満の子どもを自動車に乗せるときは、ベビーシート・チャイルドシートを使用することが義務付けられています。

※貸出しするベビーシート・チャイルドシートは新品ではありませんので、予めご了承ください。



一問合せー 交通安全推進委員会

☎ : 23-2711



# 赤ちゃんとお母さんの健康のために

## ①新生児聴覚検査

赤ちゃんの聴覚に異常がないかを早期に発見するための検査です。検査受診券を妊娠届出の際に発行します。検査は通常、出生後入院中に行われますので、受診券を出産医療機関へ提出してください。

## ②新生児訪問

保健師等が赤ちゃんの体重測定や授乳のこと、その他育児に関する事、産後のお母さんの健康状態について相談を受けています。生後1カ月～2カ月頃に連絡し、訪問します。

## ③産後健康診査

産後のお母さんのこころとからだの健康のために、概ね産後2週間と1カ月に実施する産後健康診査の受診票を妊娠届出の際に2枚発行します。※産後健康診査の実施回数や、料金は病院によって異なります。

## ④産後ケア

産後に育児等の支援が必要なお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が宿泊や訪問で、産後の体調管理や育児・授乳等のサポートをしてくれます。産後4カ月までのお子さんとお母さんが対象です。希望がある方は係へ申し込みが必要です。

### ＜料金＞

	利用時間	利用料金	利用日数のカウント
宿泊型	11時～翌10時	3,000円	1泊2日：1日間
訪問型	3時間	500円	1日：1日間

※生活保護の方は無料

※利用上限：宿泊型は4日間まで、訪問型は5日間まで、合計7日間以内での利用となります。

## ⑤乳幼児健診

4カ月児、10カ月児、1歳6ヶ月児、3歳児健診を実施しています。対象の方には、個別通知しています。お子さんの成長、発達の確認のために必ず受けましょう。

＜4カ月・10カ月児健診内容＞

身長と体重の計測、小児科医師による診察、保健師、管理栄養士による相談などを行います。

＜1歳6ヶ月・3歳児健診内容＞

身長と体重の計測、小児科医師による診察、歯科医師による歯科健診、保健師、管理栄養士、歯科衛生士による相談などを行います。3歳児健診では、弱視発見のための屈折検査も併せて実施しています。お子さんの発達や育児について心配がある方は専門の先生がゆっくりと相談をお受けしています。

## ⑥ぱくぱく教室（離乳食教室）

※対象：離乳食期のお子さんと保護者の方【要予約】

栄養士による離乳食の教室を行います。離乳食についての相談のほか、離乳食の試食も行います。離乳食をこれから始めるお子さんや離乳食のことを確認したい保護者の方も何度でもご参加いただけます。

## ⑦歯科健診・フッ素塗布

※対象：1歳（または乳歯8本以上）から小学校入学前のお子さん【要予約】

フッ素は定期的に塗布することで歯の質を強くする効果があります。虫歯予防のために、磨き方や磨き残しのチェックをしましょう。

＜料金＞ フッ素塗布 500円



## ⑧予防接種

定期予防接種の種類	対象者	回数	接種場所
BCG (結核)	生後 1 歳未満	1 回	総合保健福祉センターゆとろ (集団接種) ※日程は担当まで
ヒブ (インフルエンザ b 型)	生後 2 ~ 7 カ月未満	4 回	
	生後 7 ~ 12 カ月未満	3 回	
	1 ~ 5 歳未満	1 回	
小児肺炎球菌	生後 2 ~ 7 カ月未満	4 回	実施医療機関 (個別接種)
	生後 7 ~ 12 カ月未満	3 回	
	1 ~ 2 歳未満	2 回	
	2 ~ 5 歳未満	1 回	
B 型肝炎	生後 2 カ月 ~ 1 歳未満	3 回	
ロタウイルス	1 価 : 生後 6 ~ 24 週未満	2 回	
	5 価 : 生後 6 ~ 32 週未満	3 回	
4 種混合 (ジフテリア、百日咳、 破傷風、不活化ポリオ)	生後 2 ~ 90 カ月 (7 歳 6 カ月) 未満	初回 3 回	
		追加 1 回	
DT (ジフテリア、破傷風)	11 歳以上 13 歳未満	1 回	
MR (麻しん、風しん)	生後 12 ~ 24 カ月未満	1 回	
	小学校へ就学する前の 1 年間	1 回	
水痘 (水ぼうそう)	生後 12 ~ 36 カ月未満	2 回	
日本脳炎	生後 6 ~ 90 カ月 (7 歳 6 カ月) 未満	1 期初回 2 回	
		1 期追加 1 回	
	9 歳以上 13 歳未満	2 期 1 回	

※予診票は事前に保護者へお渡しします。不足等ありましたら担当までご連絡ください。



＜実施医療機関＞※下記以外での接種を希望する方は事前にご連絡ください。

医療機関名	所在地	電話番号	実施ワクチン予防接種		
			4種混合 MR、DT ヒブ、水痘	小児肺炎 球菌、 ロタ、 B型肝炎	日本 脳炎
勤医協 当別診療所	当別町	末広 118-52	23-3010	○	○
スウェーデン通り 内科循環器科 クリニック		太美町 1488-348	25-3151	○	○
田園通り さわざき医院		北栄町 17-13	25-2055	○	○
とうべつ整形外科		六軒町 72-4	25-5040		○ 6歳以上
北海道医療大学病院	札幌市	北区あいの里 2条5丁目	011 778-7575	○	○
あずま子ども家庭 クリニック	江別市	野幌住吉町 25-10	011 385-2500	○	○
ウルトラ内科小児科 クリニック		大麻栄町 11-9	011 688-8801	○	○
江別市立病院		若草町 6	011 382-5151	○	○
おおあさ鈴木ファミ リークリニック		大麻扇町 3-4	011 386-5303	○	○
松尾こども クリニック		高砂町 25-11 江別メディカル 3F	011 384-8819	○	○
よしなりこども クリニック		上江別東町 44-17	011 391-4470	○	○

＜小児インフルエンザ予防接種＞

当別町では、中学校3年生以下の子供のインフルエンザ予防接種費用の一部助成を行います。

対象	生後6カ月以上から中学校3年生以下の当別町の子供
接種期間	10月～12月(町のホームページ、広報等でお知らせします。)
助成金額等	1回につき1,000円助成 (生後6カ月～13歳未満：2回、13歳以上：1回)



ー問合せー 保健福祉課 健康推進係

☎ : 23-4044

## ⑨保護者の健診など

子どもの健やかな成長には、お父さんやお母さん、家族みんなが健康であることが欠かせません。定期的に健診を受け、健康で過ごしましょう。

＜受けられる健診の種類と対象＞

間隔	健診の種類	対象年齢	検査方法	一般・後期高齢者医療の方	当別町国保の方
年1回	フレッシュ健診	18～39歳	問診 身体計測 血圧測定 尿検査 血液検査 (脂質、血糖、肝機能、尿酸、腎機能、貧血) 40歳以上の方は心電図	1,500円	1,000円
	特定健康診査	40～74歳 (当別町国保加入者)			700円
	基本健康診査	40歳以上 (生活保護世帯)			
	肺がん検診	40歳～	胸部エックス線撮影	500円	300円
	大腸がん検診		便潜血検査	800円	500円
隔年で	子宮頸がん検診	20歳～	内診、細胞診	1,800円	1,000円
	乳がん検診	40～49歳	マンモグラフィ2方向	2,200円	1,200円
		50歳～	マンモグラフィ1方向	1,900円	1,050円
	胃がん検診	50歳～	バリウム検査	1,600円	900円
			胃内視鏡検査	3,000円	3,000円
生涯で1度	肝炎ウイルス検診	40歳以上 (検査を受けたことがない方)	血液検査	600円	300円

※生活保護世帯の方の健診料金は無料です。

※事前に申込みが必要です。担当までご連絡ください。

＜申込みの流れ＞

①受けたい健診、日程を決める。

②健康推進係へ連絡する。

※電話・町ホームページ・二次元コード(『とうべつ健診だより』参照)

からも申込みができます。

③後日、受診票や検査キットを郵送します。

## &lt;選び方&gt;

町の健診は大きく分けて、「集団健診」と「個別健診」に分けられます。それぞれの健診のポイントを確認し、自分にあった受け方を選びましょう。

**①集団健診**

ゆとろや西当別コミュニティーセンターに検診車が来て健診が受けられるものや、ゆとろや西当別コミュニティーセンターから北海道対がん協会札幌がん検診センターへバスで送迎する健診があります。

## 《集団健診のココがいいね！》

※ご自宅近くの会場（ゆとろや西当別コミュニティーセンター）で健診が受けられます。

遠くへ行かずに健診が受けられるので、お子さん連れでお越しいただくこともできます。

※特定健診などの血液検査とがん検診も1日で受けられます。

特定健診などの血液検査とがん検診もまとめて受けられるので、複数の健診機関や医療機関に行かずに1度で済みます。

（個別健診でもまとめて受けられる健診機関もあります。）

**②個別健診**

自分の都合の良い時に健診機関に予約をして受けられる健診です。

## 《個別健診のココがいいね！》

※自分の都合に合わせて健診が受けられます。

自分のお仕事やご家族の予定に合わせて健診が受けられ、土曜日・日曜日にも受けられる健診機関もあります。

※様々なオプション検査が受けられます。

健診機関によっては、腹部超音波検査などの様々なオプション検査を受けることができます。

※健診に関するお問合せや申込みについては、下記までお問合せください。



一問合せー 保健福祉課 健康推進係

☎ : 23-4044

